

東京都公報

発行
東京都

目次

告
示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

[illegible]

○市街地再開発組合の解散認可……………(同)：

○知事指定薬物の指定の失効……………

保健医療局健康安全部薬務課

告
示

●東京都告示第八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき平井五丁目駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

平井五丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和八年十二月三十一日まで

三 施行地区

江戸川区平井五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区平井五丁目十番十二号

平成三十年十一月十四日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和七年二月五日

●東京都告示第八十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき白金一丁目東部北地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年二月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第八十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年二月五日

東京都知事 小池 百合子

失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定藥物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定藥物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第五号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定藥物に指定されるため

三 失效年月日

令和七年二月六日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】		
	化学名	通称名
(1)	2－（エチルアミノ）－2－（2－フルオロフェニル）シクロヘキサノン－1－オン及びその塩類	2 F－NENDCK、 2 F－2 OXO－PCE、 2－FXE、 2－fluorodeschloro－N－ethyl－ketamine
(2)	2－〔（4－メトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類	Metonitazepyne、 N－Pyrrolidino Metonitazene
(3)	（8R）－6－アリル－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類	1 c P－AL－LAD
(4)	（8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N－メチル－N－（プロパン－2－イル）－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類	1 c P－Mi PLA、 1 c P－MI PLA

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二）一一一（代）
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
（郵送料を含む）

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）
郵便番号 101-0051